

中国 外商投資企業の撤退の手続き・必要書類

1. 普通清算による撤退

会社は経営期間の満了、会社定款に定める解散事由の発生、解散決議などにより解散清算することができ、これを普通清算という。

「会社法」等の関連規定によれば、普通清算の手続き、必要書類等は次のとおりである。

(1) 審査認可または届出の必要性の有無

2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」および「外商投資情報報告弁法」の施行によって、商務部門への審査認可または届出が不要となった。ただし、ネガティブリストに該当する外商投資企業は関連する主管部門からの審査認可が必要である。

(2) 清算委員会の設立

会社は、経営期間の満了により解散する場合、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。

(3) 清算委員会の責任者の名簿の会社登記機関への届出

清算委員会は、成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。

(4) 債権者への催告および債権の届出

清算委員会は、成立日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない。かつ 60 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

(5) 清算案の制定、清算案の確認

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ最高権力機構に確認を求めなければならない。

(6) 会社債務の完済、残余財産の分配

会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。

(7) 清算報告の確認

外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、最高権力機構の確認を経なければならない。なお、従来は、清算報告を審査認可機関にも提出し、同時に審査認可機関に認可証書を返納しなければならないとされていたが、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」および「外商投資情報報告弁法」の施行によって、清算報告を審査認可機関へ提出する必要がなくなった。

(8) 抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。また、2020 年 1 月 1 日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業からの抹消報告は不要となっている。

(9) 抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の最高権力機構または人民法院が届出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

(根拠法令：「会社法」、「市場主体登記管理条例」、「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)、「外商投資法」、「外商投資情報報告弁法」)

2. 強制清算による撤退

会社の全株主の議決権の 10%以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散清算を請求することができ、これを強制清算という。

「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)等の規定によれば、強制清算の手続き、必要書類等は次のとおりである。

(1) 清算申請の受理

外商投資企業は、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を成立させ、自ら清算を開始しなければならない。外商投資企業の解散につき、期限を徒過しても清算委員会を成立させ清算を行わない場合等において、債権者が人民法院に対して清算委員会を指定し清算を行うよう申請したときには、人民法院はこれを受理しなければならない。

(2) 清算委員会の組成

人民法院が会社の清算事件を受理した場合は、すみやかに関係人員を指定して清算委員会を組成しなければならない。

(3) 清算委員会の責任者の名簿等の会社登記機関への届出

会社が解散し、法に従い清算しなければならない場合、清算委員会は成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。

(4) 債権者への催告および債権の届出

清算委員会は、成立の日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない、かつ 60 日以内に新聞上で公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

(5) 清算案の制定、清算案の確認

清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ人民法院に確認を求めなければならない。

(6) 会社債務の完済、残余財産の分配

会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。

(7) 清算報告の確認

外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、人民法院の確認を経なければならない。

(8) 抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。また、2020 年 1 月 1 日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業からの抹消報告は不要となっている。

(9) 抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の最高権力機構または人民法院が届出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

(根拠法令：「会社法」、「市場主体登記管理条例」、「会社法」適用の若干問題に関する規定(二)、「外商投資法」、「外商投資情報報告弁法」)

3. 破産清算による撤退

「企業破産法」等の規定によれば、破産清算を行う場合の手続き、必要書類等は次のとおりである。

(1) 破産清算の申請

債務者は、期限の到来した債務を弁済できず、かつ資産が全ての債務の弁済に不足し、または明らかに弁済能力が欠如している場合等は、人民法院に破産清算の申立をすることができる。

(2) 破産の宣告およびその旨の債務者への送達

人民法院は、「破産法」の規定に従い債務者の破産を宣告する場合、裁定を行った日より5日以内に、債務者および管財人に送達し、裁定を行った日より10日以内に知れたる債権者に通知し、かつ公告しなければならない。

(3) 破産財団換価案の作成

管財人は、すみやかに破産財団換価案を作成し、債権者集会に提出して検討に付さなければならない。

(4) 破産財団の換価・売却

管財人は、債権者集会が採択し、または人民法院が裁定した破産財団の換価案に従い、適時に破産財団を換価・売却しなければならない。

(5) 破産財団の配当案の採択および執行

管財人は、破産財団の配当案を作成し、債権者集会に提出して検討に付さなければならない。債権者集会において破産財団配当案が採択された後、管財人が当該案を人民法院に提出して認可の裁定を申請するものとする。破産財団配当案は、人民法院の裁定により認可を受けた後、管財人が執行する。

(6) 配当

破産財団が破産費用および共益債務を優先的に弁済した後、次の順位により弁済するものとする。

- ・破産者が未払いの従業員賃金および医療、身体障害者補助および救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険および基本医療保険費用、並びに法律、行政法規において従業員に支給が義務付けられている補償金
- ・前項に定める以外の破産者が未払いの社会保険費用および破産者の未払い税
- ・一般破産債権

破産財団が同順位の弁済要求を満たすのに不足する場合は、按分して配当する。

(7) 終結

破産者に配当に供することのできる財産がない場合、管財人は、人民法院に破産手続き終結の裁定を請求しなければならない。人民法院は、管財人から破産手続き終結の請求を受領した日より15日以内に、破産手続き終結の是非を裁定しなければならない。終結を裁定した場合は、公告しなければならない。

(8) 抹消登記

会社の清算委員会は会社の清算終了後30日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。2020年1月1日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業からの抹消報告は不要となっている。

(9) 抹消登記申請の必要書類

会社が抹消登記を申請する場合は、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。

- ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書
- ・人民法院の破産裁定、解散の裁判文書、会社が「会社法」に基づいて行った決議または決定、行政機関の閉鎖を命じた文書もしくは会社が取り消された旨の文書
- ・株主会、株主総会、一人有限責任会社の株主、外商投資企業の最高権力機構または人民法院が届出、確認した清算報告書
- ・「企業法人営業許可証」
- ・その他

(根拠法令：「企業破産法」、「市場主体登記管理条例」、「外商投資情報報告弁法」)

4. 持分譲渡による撤退

「会社法」等の関連規定によれば、外国投資者が、外商投資企業における持分をその他の関連企業またはその他の譲受人に譲渡することにより外商投資企業から撤退する場合の手続き、必要書類等は次のとおりである。

(1) 最高権力機構決議

従前は、中外合弁企業の場合は、董事会決議が、外資独資企業の場合は、会社定款の定めに従い董事会または株主会決議が必要とされていた。2020年1月1日の外商投資法の施行により、これらの規定は廃止されているが、すでに契約で約定していた持分譲渡の方法等については、引き続き約定した決議要件に従い処理することができる。

(2) その他の株主の同意および優先買取権

株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。この際、株主は、その持分譲渡に係る事項について、書面またはその他受領確認が可能な合理的な方式によりその他の出資者に通知し、同意を求めなければならない。また、その他の株主の同意を得た持分譲渡については、その他の株主が同等の条件での優先買取権を有する。

なお、改正会社法（2023年12月29日公布、2024年7月1日より施行）において、株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合、他の株主の同意は不要とされた（ただし、別途定款において同意を必要と規定することも可）が、持分を株主以外の者に譲渡する株主は、他の株主に対し、譲渡する持分の数量、価格、支払方法および期限等の事項を書面で通知しなければならない。

(3) 審査認可機関の審査認可

従前必要だった商務部門への認可または届出については、2020年1月1日の「外商投資法」および「外商投資情報報告弁法」の施行によって、ネガティブリストに該当するか否かを問わず、いずれの外商投資企業も登記時に企業登記システムを通じて報告をすれば足りることになり、商務部門への認可または届出は不要となっている。

(4) 変更登記、変更報告

企業は、持分譲渡発効日から 30 日以内に、会社登記機関に変更登記を申請しなければならない。ネガティブリストに該当する場合、登記機関はネガティブリストの要求に基づき、登記審査を行う。

なお、変更登記手続きを行う際、「外商投資情報報告弁法」に従い、企業登記システムを通じて出資者の変更報告を提出しなければならない。

(国有資産等の特別な場合は、別途手続き等が必要である。)

(根拠法令：「会社法」、「市場主体登記管理条例」、「外商投資法」、「外商投資法実施条例」、「外商投資情報報告弁法」)

5. 合併による撤退

「会社法」等の関連規定によれば、外商投資企業が合併により解散され、株主が外商投資企業から撤退する場合の手続き、必要書類等は次のとおりである。

- (1) 各会社の最高権力機構による合併に関する決議
- (2) 各会社が貸借対照表、財産目録を作成する
- (3) 合併協議書を締結
- (4) 審査認可機関の審査認可

従前必要だった商務部門への認可または届出については、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」および「外商投資情報報告弁法」の施行によって、ネガティブリストに該当するか否かを問わず、いずれの外商投資企業も登記時に企業登記システムを通じて報告をすれば足りることになり、商務部門への認可または届出は不要となっている。

- (5) 債権者に対する通知、公告

各会社は、決議を行った日より 10 日以内に、債権者に対して通知書を発送し、かつ 30 日以内に新聞において公告を行わなければならない。

- (6) 債権者による債務承継計画の修正の請求等

会社の債権者は上記 (4) の通知書を受領した日より 30 日以内において、通知書を受領していない債権者は公告日より 45 日以内において、会社はその債務継承計画を修正するよう請求し、または会社に債務の弁済もしくは相応の担保提供を請求する権利を有する。

- (7) 吸収される側の会社の抹消登記

公告日より 45 日を経過しても会社の債権者が異議を申し立てない場合、吸収される側の会社はもとの会社登記機関に抹消登記を行う。2020 年 1 月 1 日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業からの抹消報告が不要となっている。

- (8) 吸収する側の会社の変更登記、変更報告

吸収される側の会社の抹消登記の完了後、吸収する側の会社は、変更登記手続きを行う。

ネガティブリストに該当する場合は、登記機関はネガティブリストの要求に基づき、登記審査を行う。また、変更登記手続きを行う際、「外商投資情報報告弁法」に従い、企業登記システムを通じて変更報告を提出しなければならない。

なお、外商投資企業の合併に関する規定として「外商投資企業の合併および分割に関する規定」があり、現在でも有効であるが、現在では、実務上適用されていない。

(根拠法令：「会社法」、「外商投資情報報告弁法」)

6. 簡易抹消による撤退

2016年12月26日、「企業の簡易抹消登記改革の全面的な推進についての工商総局の指導意見」が公布、施行されており、一定の条件に合致した企業の撤退について手続きが簡易化されている。簡易抹消の手続き、必要書類等は次のとおりである。

(1) 適用主体

- ・ 有限責任会社
- ・ 非会社企業法人
- ・ 個人独資企業
- ・ パートナースhip企業
- ・ 非上場株式会社（試行）
- ・ 農民専業合作社（試行）

(2) 適用される状況

- ・ 営業許可証の取得後、経営活動を実施していないこと
- ・ 抹消登記の申請前において、債権・債務が発生しておらずまたは債権・債務の清算を完了済みであること
- ・ 人民法院が強制清算を裁定しまたは破産宣告を裁定した場合、関連する企業の清算委員会、企業管財人が人民法院による強制清算手続き終了の裁定または破産手続き終了の裁定をもって、被強制清算人または破産人の原登記機関において簡易抹消登記手続きの申請が可能であること

(3) 適用されない状況

- ・ 国の規定により実施される参入特別管理措置に関わる外商投資企業であること
- ・ 企業経営異常リストまたは重大違法信用失墜企業リストに掲載されていること
- ・ 持分（出資権益）に凍結、質権の設定、または動産抵当権の設定がなされるなどの状況が存在していること
- ・ 立件・調査されているまたは行政強制、司法共助を講じられている、行政処罰を課されているなどの状況があること
- ・ 企業に従属する非法人分支機構が抹消登記を行っていないこと、過去に簡易抹消手続きを終了させられたことがあること
- ・ 法律、行政法規または国务院の決定の規定により抹消登記の前に承認を受ける必要があること
- ・ 企業の簡易抹消登記が適用されないその他の状況

(4) 簡易抹消手続き

- ・企業は、簡易抹消登記を申請する場合、まず国家企業信用情報公示システムの「簡易抹消公告」専用欄を通じて、申請予定の簡易抹消登記および全出資者の誓約等の情報（強制清算終了および破産手続き終了の企業は除く）を自主的に社会に公告しなければならない。公告期間は最低 20 日以上とする。
- ・登記機関は、同時に、国家企業信用情報公示システムを通じて、企業が簡易抹消登記を申請予定であるという関連情報を同級の税務、人的資源・社会保障等部門に送信し、外商投資企業に関わる場合、さらに同級の商務部門にも送信しなければならない。
- ・公告期間中、関連する利害関係者および関連する政府部門は、国家企業信用情報公示システムの「簡易抹消公告」専用欄の「異議申立メッセージ」機能を通じて、異議を申し立て、また理由を簡単に述べることができる。公告期間が過ぎた後、企業側は登記機関に簡易抹消登記の申請を提出することができる。
- ・登記機関は、申請を受領後、申請資料について形式審査を行わなければならない。また国家企業信用情報公示システムを通じて簡易抹消登記申請企業について検索・検査を行うこともでき、簡易抹消登記の適用されない状況にあたる申請については、書面（電子またはその他の方式）により簡易抹消条件に適合しない旨を申請人に告知しなければならない。
- ・公告期間中に異議を申し立てられた企業については、登記機関は 3 営業日以内に法により簡易抹消登記を認めない旨の決定を下さなければならない。公告期間中に異議を申し立てられなかった企業については、登記機関は 3 営業日以内に法により簡易抹消登記を許可する旨の決定を下さなければならない。

(5) 申請資料

- ・全出資者による解散を行う旨の決議（決定）、清算委員会を設立しその確認を経た清算報告等の文書を統合して、全出資者によって署名された、全出資者による企業解散抹消の決定、清算業務の手配・完了等の内容を含む「全出資者の誓約書」（別紙を参照のこと）。
- ・企業は簡易抹消登記を申請する際、申請書、指定代表者または共同委任代理人授権委任状、全出資者の誓約書（強制清算終了の企業については、人民法院による強制清算手続き終了の裁定、破産手続き終了の企業については、人民法院による破産手続き終了の裁定）、営業許可証の正、副本を提出しさえすればよく、清算報告、出資者決議、納税証明、清算委員会届出証明、公告掲載の新聞等の資料を提出する必要はない。

【別紙】簡易抹消登記申請「全出資者の誓約書」フォーム：

簡易抹消全出資者の誓約書

ここに登記機関に対し (企業名) の簡易抹消登記を申請し、かつ以下のことを厳粛に誓約いたします。

本市場主体は抹消登記の申請前において、債権債務は発生しておらず債権債務の清算を完了済みであり（どちらかをチェックしてください）、弁済する費用、従業員賃金、社会保険料、法定補償金ならびに納付すべき税金（滞納金、過料）およびその他の未了の事務は発生しておらず、すでに弁済しており、清算業務は全面的に完了しています。

本市場主体は抹消登記の申請に際して次の状況が存在していないことを誓約いたします。

法律、行政法規または国务院の決定により、抹消登記前に許可を得なければならないと定められていること

営業許可証が取り消され、閉鎖・取消を命じられていること

経営異常リストまたは重大違法信用失墜企業リストに掲載されていること

持分（財産持分）に凍結、質権の設定、もしくは動産抵当権の設定がされ、または他の市場主体に出資していること

現在立件・調査がなされ、または、行政による強制措置が取られており、訴訟または仲裁手続きが継続中であること

過料等の行政処罰を受け、まだ執行が完了していないこと

企業の簡易抹消登記が適用されないその他の事由

本市場主体の全出資者は、以上の誓約の真実性につき責任を負い、法律違反や信用失墜事由がある場合には、出資者全員が相応の法的結果および法的責任を引き受け、かつ関係行政法執行部門による拘束および懲戒を受ける意思を有します。

全出資者の署名（押印）：

年 月 日

- 注：1、有限責任会社の場合は株主全員が署名し、非会社制の企業法人の場合は出資者全員が署名し、個人の独資企業の場合は出資者が署名し、パートナーシップ企業の場合はパートナー全員が署名し、農民専門協同組合の場合は協同組合のメンバー全員が署名する。
- 2、非上場の株式会社の場合は董事全員が署名する。
- 3、申請者が支店、営業所、非法人の支分機関、農民専門協同組合（信用組合）の支分機関である場合は、その従属先の主体の法定代表者が署名し、かつ従属先の主体の社印を押捺する。パートナーシップ企業の支分機関の場合は従属先の主体の業務執行パートナー（または任命された代表者）が署名し、かつ従属先の企業の社印を押捺する。個人の独資企業の支分機関の場合は従属先の企業の出資者が署名し、かつ従属先の企業の社印を押捺する。
- 4、申請者が外国（地域）企業で中国国内において生産経営活動に従事している場合は、その外国（地域）企業の署名権限を有する者が署名する。

（根拠法令：「企業の簡易抹消登記改革の全面的な推進についての工商総局の指導意見」、「企業の簡易抹消登記改革試行のさらなる完全化のための業務の実施についての市場監督管理総局の通知」、「企業の抹消便宜化業務の推進についての市場監督管理総局、人的資源・社会保障部、商務部等の通知」、「市場主体登記管理条例」）